

食安新発第0130001号
平成19年1月30日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室長

栄養表示基準に定められていない成分の表示に関する取扱いについて

食品における栄養成分の表示に関する制度の運用については、平素より多大な御協力を頂き、感謝申し上げます。

従来、栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）に定められていない成分の表示がなされた食品については、その増加を踏まえ、コラーゲン、オリゴ糖、リジン等の表示栄養分量の記載の必要性に関する指導に際して、御尽力いただいていたところである。

しかしながら、一方では分析法が確立されていない成分が多岐に渡り流通している等の実情に鑑み、栄養表示基準で定める栄養成分以外の成分の表示については、今後、科学的根拠に基づいたものである限り、販売者の責任において任意に行われるべきものとして取扱うこととしたので、貴管下事業者等に対する周知指導方よろしく願います。また、当該成分の表示にあたっては、栄養成分の記載を必要とする成分とは区別して表示することが望ましいものとする。（別添参照）

なお、強調表示の基準が定められている飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びショ糖、並びにビタミンAと同様の機能表示が認められるβ-カロテンについては、従来どおり、表示栄養分量の記載を必要とする成分として取扱いを願います。

(別添)

表示例

栄養成分表示	
1個(80g)当たり	
熱量	390kcal
たんぱく質	5.3g
脂質	19.1g
炭水化物	49.1g
ナトリウム	311mg
カルシウム	20mg
糖類	0g

コラーゲン	300mg
ガラクトオリゴ糖	0.3g
ポリフェノール	50mg

栄養表示基準で定める栄養成分以外の成分については、栄養成分の記載を必要とする成分とは区別して表示する。

強調表示の基準が定められている飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びショ糖、並びにビタミンAと同様の機能表示が認められるβ-カロテンについては、従来どおり、表示栄養分量の記載を必要とする成分として表示する。